

狭あい道路沿いで建築行為等を行うみなさまへ

建築確認申請前及び工作物等の築造を行う前に

「狭あい道路に係る後退用地に関する事前協議」が必要です

◎要綱適用時期

※協議には1カ月程度必要となります。

建築確認申請を要する建築物	令和3年4月1日以後に建築確認申請書を提出するもの
その他（建築確認申請を要しない建築物、青空駐車場などの塀や工作物）	令和3年4月1日以後に工事着手するもの

◎要綱制定の目的

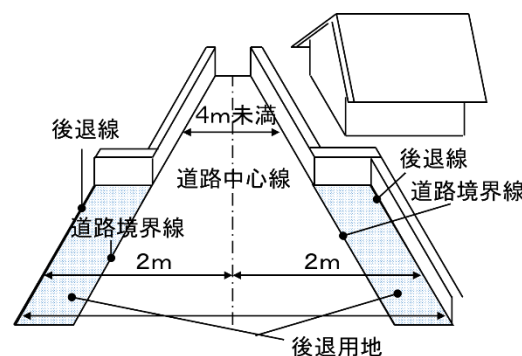
刈谷市内には、道路幅員が4mに満たない道路「狭あい道路」が存在し、緊急車両の通行や救助活動等に大きな障害をきたしております。

道路幅員を4mに拡幅できるよう、地域住民皆様のご理解と、ご協力を頂き安全で住みやすいまちづくりを進めていくため、「刈谷市狭あい道路に係る後退用地に関する事前協議等実施要綱」を定めました。

◎後退用地における制限

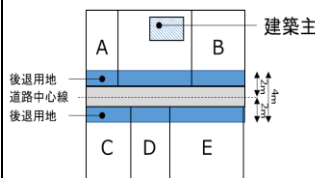
建築基準法上、狭あい道路沿いの敷地での建築物の建築（新築、増築、改築等）や、また建築物に付属する門や塀、擁壁等の築造の際は、原則として道路の中心線から2m後退する必要があります。（右図参照）

また本要綱において、後退用地における工作物等の築造や、植栽等も制限をしています。



◎要綱で規定する主な提出書類

狭あい道路に係る後退用地に関する事前協議書	建築主から市へ事業予定地の道路幅員や道路境界、後退用地等の決め方について事前協議相談を行う。
後退用地の適正管理事項確認書	市との協議結果をもとに、建築主が後退用地における建築制限等を理解し、署名をもらう。
狭あい道路の中心線確認書	市との協議結果をもとに、建築主と近隣関係者が、互いに道路中心線を確認し、署名をもらう。



※左の位置関係の場合、建築主はA～Eまでの土地所有者等と、後退線に関する情報を共有し、道路中心線の確認をして署名をもらいます。

◎関連補助制度

道路後退用地の寄附等に関する補助制度

後退用地の維持管理として、「寄附」や「買取」に対する補助（土木管理課まで）

【問合せ先】刈谷市役所 建築課 審査係
 電話：0566-62-1021（建築課直通）FAX：0566-23-9331
 E-mail：kenchiku@city.kariya.lg.jp

狭あい道路の事前協議から確認申請までの流れ

